

建設現場における快適トイレ設置の試行要領

1. 目的

本要領は、建設現場において男女ともに働きやすい環境とするために、快適に使用できる仮設トイレ（以下「快適トイレ」という。）を設置し、現場環境の改善を図ることを目的とする。

2. 対象工事

神奈川県内広域水道企業団が発注する全ての工事において、建設現場に仮設トイレを設置する工事を対象とする。ただし、現場状況等により、快適トイレの手配や設置が困難な場合は、受発注者間で協議の上、対象外とすることができる。

3. 快適トイレの内容

請負人は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

※ 各項目のイメージについては、国土交通省資料を参照

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等
（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

4. 適用範囲

現場作業員用のトイレとして、原則、現場付近に設置する場合に適用するものとし、現場事務所内に設置するトイレには適用しない。

5. 実施の流れ

下記の流れに沿って、手続きを行うものとする。

- (1) 発注者は、発注する工事が本要領の対象であることを特記仕様書に記載する。なお、特記仕様書に記載がない場合であっても、請負人が快適トイレの設置を希望するときは、受発注者間で協議の上、本要領を適用できるものとする。
- (2) 請負人は、快適トイレを設置する場合は、事前に「快適トイレ実施計画（施工計画書添付用）（様式1）」を施工計画書に添付して提出する。
- (3) 監督員は、第3条により定めた「快適トイレに求める機能」並びに「付属品として備えるもの」について、「快適トイレチェックシート」（様式2）に基づき、原則として目視で確認する。これによりがたい場合は、内容が確認できる資料を監督員に提出し、確認できた場合に費用計上の対象とする。
- (4) 請負人は、快適トイレの設置期間が確定した場合は、「快適トイレ報告書」（様式3）を監督員に提出する。

6. 快適トイレに要する費用

費用の計上は、下記のとおり行うものとする。

- (1) 快適トイレに要する費用は、賃料のみを対象とし、実績に基づく共通仮設費の積み上げ計上として、設計変更で対応するものとする。
- (2) 計上する費用は、実際にかかった1基・月当たりの費用から10,000円／基・月（共通仮設費率で計上されている従来品相当額）を差し引き、57,000円／基・月を上限額とする。
- (3) ハウス型等の一体型の男女別トイレについては、入口が男女別になっている場合に限り、1ハウスで114,000円／基・月を計上できるものとする。
- (4) 「快適トイレ」の設置期間は月単位とし、1か月未満の端日数分については、30日／月にて除した値に小数点以下第2位を四捨五入して1位止めで計算する。
- (5) 「快適トイレ」の運搬・設置費等は共通仮設費の率分に含むものとし、別途計上は行わない。

【具体的な計上方法例】

- ① 実際に導入した快適トイレ費用 70,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 60,000 円)
… 積算で計上する費用 : 57,000 円／基・月
- ② 実際に導入した快適トイレ費用 40,000 円／基・月の場合
(積算上の差額 30,000 円)
… 積算で計上する費用 : 30,000 円／基・月

7. その他

- (1) 快適トイレを設置することによる工事成績評定の評価は行わない。
(2) 疑義が生じた場合は、受発注者が協議した上で対応するものとする。
(3) 女性用の快適トイレを設置する際は、以下に配慮することとする。

原 則 : 女性が現場にいる場合は、女性トイレを設置する事を標準とする。

全 般 : 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

設置位置 : 女性トイレと、男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

動線の配慮 : 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

ドアの向き : 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

照 明 : 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

室 温 : トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

性別の徹底 : 混雑等を理由に、男性が女性トイレを使用することのないよう徹底する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から適用する。